

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和8年10月9日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

（1）目的

現在稼働している名張市上下水道事業会計システムおよび関連機器は令和2年からの稼働で6年を超過しており、機器の老朽化等により新たにシステムの賃貸借を行うものである。

本市の上下水道事業会計業務の安定的かつ効率的な運用を確保し、構築・運用管理コストの抑制等を図るため、システム構築等にかかる能力を有する民間業者の中から最も優れた者を随意契約締結の候補者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

（2）業務名

名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務

（3）業種

「システム開発・管理」及び「リース・レンタル」

（4）業務場所

名張市下比奈知2820番地 地内

（5）業務内容

名張市上下水道事業会計システムの構築及びシステム利用

（6）履行期間

- ① システム構築期間 契約締結日から令和9年6月10日まで
- ② システム運用期間 令和9年6月1日から令和14年5月31日まで（60か月間 長期継続契約）

（7）予算額

下記に示す金額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含まない。

なお、契約金額は構築事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。ただし、提案上限額を超える提案はできません。

＜提案上限額＞

49,288,545円（税抜）

（内訳）

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① システム構築業務委託 | 32,644,545円 |
| ② システム利用（機器賃貸借・保守・運用管理含む） | 16,644,000円 |

2 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる参加資格要件等をすべて満たさなければならない。

- (1) 名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領(平成7年告示第48号)に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 名張市公募型プロポーザル方式実施指針(令和6年4月1日制定)第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項

① 必要とする技術者の状況等

ア. 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

イ. 本業務のプロジェクトマネージャ(主たる担当者)は自社の社員とし、10年以上の公共分野におけるシステム設計・整備(導入)の職務経験を有するとともに、経済産業省所管の情報処理技術者試験「プロジェクトマネージャ試験」に合格、又は同等の能力を有すること。なお、プロジェクトマネージャは、定期報告会に必ず出席すること。

ウ. 本業務に従事する者は自社の社員とし、以下の資格を有する者、あるいは同等の能力を有する者を体制に含めること。なお、いずれも旧制度を含む。

- ・ 情報処理技術者試験「ITサービスマネージャ試験」
- ・ 情報処理安全確保支援士

② 同種又は類似の業務等の実績

令和元年度から令和7年度の間には本市と同規模(人口7万3千人)以上の自治体において上下水道事業会計システムの導入等類似の業務を受注した実績を1件以上有すること。なお、当該実績については、参加申し込みの時点でシステムの構築等については履行完了していることを必要とするが賃貸借(保守を含む)契約については履行完了していることを必要としない。

③ 当該業務等の実施体制

システム障害やハード障害等があった場合には、概ね3時間以内に速やかに名張市上下水道部まで駆け付け、十分なサポート対応ができること。

④ 契約条項

システム利用に係る契約については、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、本市は、この契約を変更又は解除できることが契約条項となるが、これに基づき契約締結ができること。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0413 三重県名張市下比奈知2820番地

名張市上下水道部経営総務室 担当:小藤、真野

(受付：平日の午前9時から午後4時30分まで)

電 話 0595-63-4114

FAX 0595-64-2040

電子メール keiei@city.nabari.lg.jp

(2) 実施スケジュール

本業務における企画提案のスケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内容	日程・期限等
1) 募集要領等の公表（市HP）	令和8年10月9日（金）から令和8年10月22日（木）まで
2) 参加申込期間	令和8年10月9日（金）午前9時から令和8年10月22日（木）午後4時30分まで
3) 提案参加資格審査の結果通知	令和8年10月13日（火）から令和8年10月26日（月）まで
4) 提案参加決定事業者への書類配布	令和8年10月13日（火）から令和8年10月26日（月）まで
5) 質問書受付期間	令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月30日（金）午後4時30分まで
6) 質問書回答日	令和8年11月5日（木）午後5時までに順次回答
7) 企画提案書の提出期間	令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年11月10日（火）午後4時30分まで
8) プレゼンテーション日	令和8年11月27日（金）
9) 審査結果通知/優先交渉権者決定	令和8年12月2日（水）
10) 仕様詳細協議・契約交渉期間	令和8年12月2日（水）以降

(3) 参加手続き

①募集要領等の配布

項目	内容
配付期間	令和8年10月9日（金）午前9時から令和8年10月22日（木）午後4時30分まで
配布資料	ア. 名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務公募型プロポーザル募集要領（様式第3号（本書）） イ. 参加申込書（様式第4号） ウ. 秘密保持誓約書（様式①） エ. 同種業務受注等実績（様式②）
入手方法	名張市ホームページ（ https://www.city.nabari.lg.jp ）からダウンロードするものとする。 【トップページ＞くらしの情報＞水道・下水道＞名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務の公募型プロポーザル実施について】

②参加申し込み

本プロポーザルに参加意思がある場合は、「参加申込書」、「秘密保持誓約書」及び「同種業務受注等実績」に必要事項を記載・押印のうえ名張市上下水道部経営総務室へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。なお、受付期間に提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。本業務に関する資料は、参加資格審査後、本市より配布する。

項目	内容
受付期間	令和8年10月9日（金）から令和8年10月22日（木）まで ※土・日・祝日を除く。 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く）
提出方法	名張市上下水道部経営総務室に郵送又は直接持参 参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア．参加申込書（様式第4号） イ．秘密保持誓約書（様式①） ウ．ISMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証取得証明書類（写し） エ．本事業に従事する技術者の経済産業省所管の情報処理技術者試験等の資格を持つ技術者の資格証明書類及び自社との雇用関係が確認できるもの（写し） オ．同種業務受注等実績（様式②）及び契約書の写し等内容がわかるもの カ．提案事業者の会社概要、パンフレット等 ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

③提案参加資格審査の結果通知

参加資格要件の審査の後、参加申込書に記載の電子メールのアドレス宛に順次、通知を行う。

項目	内容
通知日	令和8年10月13日（火）から令和8年10月26日（月）まで

④提案参加決定事業者への書類配布

提案参加資格審査の結果、審査を通過した提案者に下表の様式等を参加申込書に記載の電子メールのアドレス宛に事務局より配布する。

項目	内容
配布予定日	令和8年10月13日（火）から令和8年10月26日（月）まで
配布書類	ア．名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務仕様書（資料1） イ．情報セキュリティ遵守特記事項（資料2） ウ．個人情報の取扱いに関する特記事項（資料3） エ．名張市暴力団に関する特記事項（資料4） オ．不当要求の取扱いに関する特記仕様書（資料5） カ．名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務企画提案書等作成要領（資

	料6) キ. 機能要件回答書 (様式③) ク. 質問書 (様式④) ケ. 参考見積書 (様式⑤) コ. 参加辞退届 (様式⑥)
--	---

⑤質問書の受付期間

項目	内容
受付期間	令和8年10月13日(火)～令和8年10月30日(金)
提出方法	電子メールにより、経営総務室まで送付すること。 メールアドレス keiei@city.nabari.lg.jp
	メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 〔10月13日に質問書を送付する場合。 件名:【質問】●●株式会社_20261013

⑥質問書への回答予定日

提出された質問事項への回答は、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付する。

項目	内容
回答予定日	令和8年10月13日(火)から令和8年11月5日(木)まで都度回答

⑦企画提案書等の提出締切日

企画提案書等の作成については、配布資料の「カ. 名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務企画提案書等作成要領 (資料6)」に基づき作成すること。

項目	内容
提出締切日	令和8年11月10日(火)午後4時30分まで(必着)
提出方法	名張市上下水道部経営総務室へ郵送又は直接持参 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 企画提案書 (任意書式) イ. 機能要件回答書 (様式③) ウ. 参考見積書 (様式⑤) エ. 参考見積内訳書 (任意書式) オ. 参考資料 (必要に応じて) 提出書類は書面にて各10部とし、電子データをCD等に収めて1部提出すること。
備考	書類の提出時間は正午から午後1時までの間及び名張市の休日を定める条例(平成元年名張市条例第1号)第1条第1項各号に定める休日を除く午前9時から午後4時30分までとする。 ※提出書類等の内容が不明瞭な場合は、必要に応じて詳細ヒアリングを行うとともに、書類の再提出を求める場合がある。

(4) 審査及び選定方法

①審査

本業務の事業者審査にあたっては、機能要件、企画提案内容及び参考見積額の3つの観点から公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、上位2者が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先交渉権者とする。

提案者が1者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ候補事業者として選定する。

審査	対象	備考	配点
客観的評価	機能要件	事業者から提出された「機能要件回答書」の機能要件の対応について評価を行う。	1,350点
主観的評価	企画提案内容	提案書内容及び提案書に基づくプレゼンテーションに対して評価を行う。	2,100点
経済性評価	参考見積額	提案上限額を基準として参考見積額の評価を行う。	550点

②選定機関

項目	内容
選定	「名張市上下水道事業会計システム構築・保守業務事業者選定委員会」において最優秀事業者を選定する。
通知	全ての参加業者に対して結果通知を行うとともに、ホームページにて公表する。

③プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和8年11月27日（金）
実施場所	名張市上下水道部 3階大会議室 /（控室）1階小会議室
企画提案 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認する。 1時間程度予定（発表30分、質疑応答30分程度） プレゼンテーションの前後各5分（入室及び機器の準備5分、機器撤去及び退出5分）
実施方法	企画提案は「企画提案書」の電子データを利用して行うこと。なお、プレゼンテーションに必要な機器（接続ケーブル、プロジェクター等（※））は提案事業者が用意すること。 ※スクリーンは本市で用意する。
出席者	出席者は構築担当予定者を含め5名までとする。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

(5) 契約

優先交渉権者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について調整を行う。ただし各見積費用の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が不調の場合は、本市は次点交渉権者と協議を行う。また、仕様等詳細協議が整った場合、システム構築業務委託、システム利用（機器賃貸借・保守・運用管理含む）にかかる契約をそれぞれ締結する。

4 情報公開

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開する。

5 その他必要と認める事項

（１）参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式⑥）を提出すること。また、本市より配布した資料を返却すること。

（２）費用及び帰属

- ①企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ②提案報酬は、支払わないものとする。
- ③提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ④提出された書類、CD-R 等は返却しないものとする。

（３）留意事項

①無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ア 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない場合
- イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- カ この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合

②参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

③本市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。